



駐在員のビザ取得ガイドブック

本書は、米国で会社を設立して間もない日本の中堅・中小企業およびベンチャー企業等を対象として、そのような日本の会社から駐在員を派遣する場合に、必要なビザの種類、取得手続きについて解説しています。

なお、この記事の内容は一般情報として提供されており、特定の案件に対する個々人の状況に適した法的アドバイスではありませんので、ご了承ください。個々の法的アドバイスが必要である場合は、弁護士にご相談ください。

2008年3月吉日

ジェトロサンフランシスコセンター/ US-Japan Business Innovation Center
111 N. Market St. 6th Floor, San Jose, CA 95113
408-351-3369

目次

1. はじめに
2. ビザウエーバー
 - 2-1. ビザウエーバーでの入国審査
3. B-1ビザ(短期商用)ビザ
4. ビザウエーバーとB-1ビザで許可されている活動内容
5. B-2(短期観光)ビザ
6. 就労ビザの種類
7. B-1ビザ
 - 7-1. B-1ビザ取得の流れ
 - 7-2. 許可された活動内容、申請の条件
 - 7-3. 申請書類、申請方法
 - 7-4. ビザ取得に要する期間、費用
 - 7-5. 入国時の注意点
 - 7-6. 滞在延長手続き
8. Eビザ
 - 8-1. Eビザ取得の流れ
 - 8-2. E-1ビザの申請の条件
 - 8-3. E-2ビザの申請の条件
 - 8-4. 企業登録のための申請書類、申請方法
 - 8-5. ビザの申請書類、申請方法
 - 8-6. ビザ取得に要する期間、費用
 - 8-7. 滞在延長手続き
9. L-1ビザ
 - 9-1. L1ビザ取得の流れ
 - 9-2. L-1ビザの申請の条件
 - 9-3. 移民局への申請書類、申請方法
 - 9-4. ビザの申請書類、申請方法
 - 9-5. ビザ取得に要する期間、費用
 - 9-6. 滞在延長手続き
10. H-1Bビザ
 - 10-1. H-1Bビザ取得の流れ
 - 10-2. H-1Bビザの申請の条件
 - 10-3. H-1Bビザのキャップ(枠数)
 - 10-4. 移民局への申請書類、申請方法

- 10-5. ビザの申請書類、申請方法
- 10-6. ビザ取得に要する期間、費用
- 10-7. 滞在延長手続き

11. その他

- 11-1. Eビザ、Lビザ配偶者の労働許可
- 11-2. 米国で住所を変更した際の手続き
- 11-3. 特急サービス(Premium Processing)
- 11-4. ビザ申請に必要な書類(例)

1. はじめに

旅行や短期出張でビザ(米国への入国許可証)を取得し、米国に滞在されたことのある方は少ないのではないのでしょうか。なぜならば、日米間には「ビザ免除パイロットプログラム」(ビザウェーバー)が取り決められており、90日以内の観光や限定的なビジネスのため米国へ入国する日本人には、ビザ取得が免除されているからです。

通常、米国に入国するためにはビザ免除プログラムを利用するか、それぞれの目的に合ったビザを取得する必要があります。入国手続きは自動的なものでなく、米国大使館からビザを取得していても審査官が入国不適格と判断した場合には、入国を拒否されることがあります。入国審査の際に、審査官が入国目的や過去の履歴等についての質疑応答を行う場合があり、また、短期滞在中の場合、財政的に滞在費を賄える事の証明や、期限内に米国を離れる意志がある事を証明する必要があります。そのために財政証明や、母国との強い社会的や経済的つながりを示す書類の提示を求められる場合があります。ビザ免除渡航者の場合、帰りの航空券等が利用できますが、個々の状況によって異り決まった条件や形式は特にありません。滞在中は、それぞれのビザやビザ免除プログラムで許可されている範囲以外の活動に従事することは避け、滞在期限を超える違法滞在は将来の渡米に支障をきたすため、極力注意すべきです。

従業員の米国派遣は、米国移民法に精通している専門の弁護士のアドバイスに基づいてビザの選定と申請手続きをお勧めします。

2. ビザウェーバー

上記に申しあげました様に、日米間には「ビザ免除パイロットプログラム」(ビザウェーバー)が取り決められており、90日以内の観光や限定的なビジネスのため(以下4.をご参照ください)米国へ入国する日本人には、ビザ取得が免除されているからです。日本人が短期商用で渡米する場合は、B-1(短期商用)ビザの取得が免除され、日本人が短期観光で渡米する場合は、B-2(短期観光)ビザの取得が免除されます。

ビザの有効期限と滞在可能期間は同じではありませんのでご注意ください。米国へ入国の際に米移民局の審査官が米国における滞在期間を決定します。滞在期間の延長は、突然またはやむを得ぬ人道的理由がある場合にのみ認められます。

2-1. ビザウェーバーでの入国審査

2001年9月11日の同時多発テロ以降、米国入国審査は厳しい傾向にあり、入国審査官より滞在目的、期間を疑われると、入国を認められないこともあります。特に、ビザウェーバーで許可されている活動内容は非常に限定されていますので、短期出張であっても注意が必要です。入国時には、嫌疑をかけられないような態度で臨むことが肝要です。

また、頻りにビザウェーバーで米国入国を繰り返している方も、入国審査官から厳しく審査され、場合によっては米国入国を認められないこともあります。入国審査官は、米国と本国(日本)のどちらに活動の軸をおいているかを見定めます。そのため、2回目以降ビザウェーバーで米国に入国する場合、前回米国に滞在した期間よりも、日本での滞在期間が短い場合、渡航目的について詳しく尋問される可能性が高くなります。

短期出張者以外でも、例えば、米国に単身赴任のLビザやEビザ従業員の配偶者の方が家族ビザを取らずビザウェーバーで頻りに渡米している場合、入国審査官から家族ビザを取得し入国するよう指摘される場合もあります。

なお、入国審査の際、顔写真の撮影と指紋の採取がおこなわれます。

3. B-1ビザ(短期商用ビザ)

ビザウェーバーでの商用活動内容はB-1ビザと同様です。許可されている商用活動に関する詳細は以下、4. をご参照ください。B-1ビザを取得する為には1-2ヶ月かかります。

4. ビザウェーバーとB-1(短期商用)ビザで許可されている活動内容

ビザウェーバーやB-1ビザで渡米する場合、米国内での活動内容が厳密に制限されています。実際には以下の活動のみ許可されており、明記されていない活動に関しては、法的には不許可もしくはグレーゾーンとなっています。逆に言えば、90日を超える滞在やビザウェーバーで認められていない活動を行う場合は、必ずビザを取得する必要があります。

1) 販売活動

米国で催される展示会で、展示ブースの設営、サンプルの陳列、契約書の署名、日本で製作・搬送される製品の受注ができる。米国で製造されたものを実際に販売したり受注することはできない。

2) 修理技術者

技術者が、日本の企業で販売されている商工業用機械、機器の設置、サービス、または修理を行うことができる。また、米国人向けにこれらに関する研修を行うこともできる。しかしこれらのサービスは購買契約に明記されていなければならず、当初の購買契約書に定められたもの以外の支払いを受けることはできない。また、技術者はこれらのサービス提供に必要な専門知識を有し、米国を源泉とする報酬を受けることはできない。(つまり技術者への報酬は日本の企業から支払わなければならない。)

なお、建築や建設業務は該当しないので、そうしたサービスを提供する場合はビザを取得する必要がある。

3) 会議

科学、教育、専門、ビジネスの会議、セミナーに出席することができる。ただし滞在に必要な経費を除いて、米国からいかなる報酬を受け取ることはできない。

4) 投機的事業

事業可能地や賃貸物件等の調査ができる。ただし、事業運営のために米国にとどまることは出来ない。

5) その他

ボランティア(奉仕活動)や、講演者、講師、研究者、医学研修者、在宅勤務者といった方の活動が許可されている。

また、日本にある米国大使館のホームページにも同じ情報が記載されてます。

<http://japan.usembassy.gov/j/visa/tvisaj-niv-b1.html>

5. B-2(短期観光)ビザ

以下のような場合には、B-2ビザが該当します。

- 観光
- 友人・親族を訪問
- 米国での治療
- 友好または社交団体などの会議および集会への参加

- 音楽・スポーツなどのイベントへのアマチュア参加

B-2 ビザの申請には次の証明が必要です。

- 米国外に放棄する意思のない、強いつながりがある居住地があること。
- 渡米は期限を定めた短期間のものであり、訪問目的の終了後は帰国すること。
- 渡米と帰国に要する費用をまかなうための十分な資金があること。

B-2ビザを取得する為には1-2ヶ月かかります。

6. 就労ビザの種類

前述のとおりビザウェーバーやB-1ビザを通しての米国滞在は、滞在期間が短期間であり、かつ活動内容が制限されています。実際に米国でビジネスをされる方々にとっては、ビザウェーバーでは米国で活動できないケースがあります。その際に必要となるのが、以下に述べる就労可能なビザなのです。

ビザは入国目的により様々な種類に分類されています。数多くあるビザの中でも就労可能なビザは限られています。ビザは米国へ移民する目的で入国する人用に与えられる「移民ビザ」と、米国へ一時滞在する人に与えられる「非移民ビザ」に分けられます。移民ビザは日本の企業から派遣する社員には通常使われません。ここでは、非移民ビザの中でも駐在員用ビザとして使われることの多いビザを紹介します。

就労ビザ種類	対象者	ビザ有効期間*	米国入国時、I-94(ステータス)の有効期間*	ビザ有効期間の延長	最長滞在期間	ビザ取得に要する期間
E-1	貿易、商業取引を行う企業や個人とその家族**	大使館から最長5年	移民局からは最長2年	大使館からは5年ずつ、移民局からは2年ずつ	無期限に延長可だが、ビジネスの実績が伸び続ける必要あり	3~4ヶ月
E-2	米国への投資、企業の経営、運営を行う企業や個人とその家族**	大使館からは最長5年	移民局からは最長2年	3年ずつ	無期限に延長可	3~4ヶ月
H-1B	学士以上の能力を持ち、米国の企業で専門職として働く人	通常3年	3年	3年ずつ	最長6年まで延長可だが、グリーンカードの申請をするとグリーンカードの結果待ちの間は延長可	2~4ヶ月
L-1A	米国支社に駐在し、幹部職、管理職として働く人	通常3年(企業設立1年目の場合は1年)	通常3年(企業設立1年目の場合は1年)	3年ずつ	3年間ずつ、最長7年まで延長可だが、グリーンカードの申請をするとグリーンカードの結果待ちの間は延長可	2~4ヶ月
L-1B	米国支社に駐在し、特殊知技術職として働く人	通常3年(企業設立1年目)	通常3年		最長5年まで延長可だが、グリーンカードの申	2~4ヶ月

	人	の場合は 1年)			請をするとグリー ンカードの結 果待ちの間は延 長可	
--	---	-------------	--	--	-------------------------------------	--

* 米国移民局は、非移民ステータスの認可を行います。ステータスは、米国内で在住し、労働に従事する権利を与えるものです。一方、米務省は、ビザ発行の責任を負っています。ビザは、米国の出入国を認めるものです。

米国領事館は、通常は個々に移民局からステータスを受領した人にビザを発行しますが、国務省が独自の権限を持つ種類のビザ(例えば、BビザやEビザなど)は、国務省がビザを発行した事により、ステータスが始めて発生します。

ビザを申請する場合は、通常母国の米国領事館や大使館で手続きを行い、認可されるとパスポートに写真入りのビザ(査証)が発給されます。渡米する際、入国審査時にビザが発給されたパスポートと必要事項を記入した I-94 を提示し、入国審査官が入国適格と判断した場合、I-94(ステータス)が認可され、入国が許可されます。I-94 には、それぞれのビザの種類(H-1B, L, F 等)と同じ名称の「ステータス」という合法的な滞在許可と滞在期間が記載され、パスポートに留められて返却されます。従って、ビザは入国許可を申請する際の査証であり、ステータスは、入国を認められた滞在許可証です。

Eビザの場合、ビザの有効期限は通常5年間であるが、米国に入国する際のステータス(I-94の期限)は2年間ずつしか許可が下りないので、2年以上国外に出国しない場合は、移民局を通してステータスの延長申請をする必要があります。

なお、入国審査官の許可する滞在期間とビザスタンプの有効期間は必ずしも一致するわけではありません。飛行機の中で渡される I-94(米国出入国カード)もしくは I-94W(ビザウェーバー用米国出入国カード)に入国審査官が記入した日付が滞在有効期限(ステータスの有効期限)となりますので注意が必要です。

また、最終的に米国への入国を許可するのは、空港での入国審査官です。ビザを保持していても必ずしも100%入国が保障されているわけではありません。

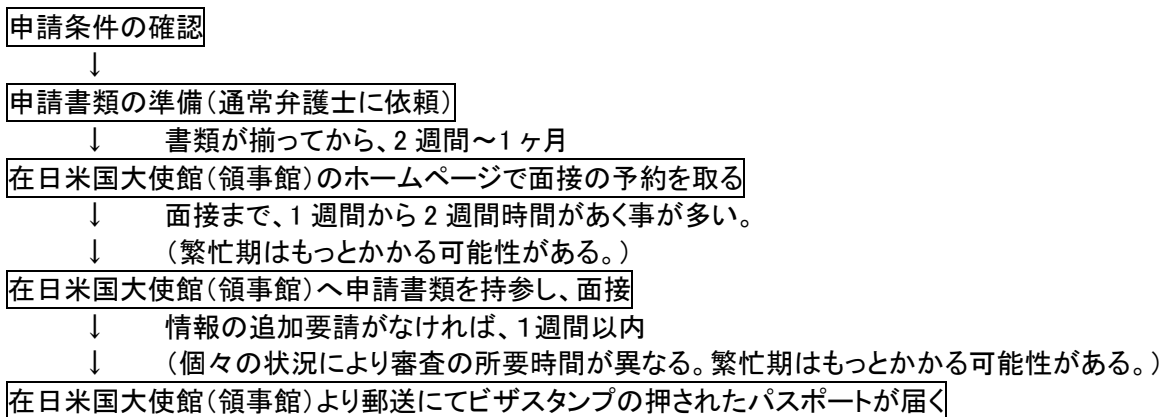
**家族とは配偶者及び21歳未満かつ未婚の子供を指します。

それではB-1ビザ、並び各就労ビザの取得要件、取得方法について順に説明いたします。

7. B-1(短期商用)ビザ

B-1 ビザとは、米国外の個人または企業の従業員が、90 日を超える一時的なビジネスで渡航する場合に在日米国大使館(領事館)で申請、発行されるビザです。通常ビザの有効期限は 6 ヶ月です。滞在期間は入国審査官が必要と判断した期間となります。B-1 ビザは取得しやすいと誤解されやすいですが、実際は90日以内の滞在であれば、ビザウェーバーで渡航できることから、申請条件(4-2 をご参照ください)を満たし、明確に説明できなければ、取得困難なビザといえます。

7-1. B-1 ビザ取得の流れ



7-2. 許可された活動内容、申請の条件

B-1 ビザで許可されている活動内容は、ビザウェーバーで許可されている活動内容と同じです。(上記 4. をご参照ください) B-1 ビザ、ビザウェーバーともに、事業の運営や、製造、販売活動を行うことはできませんし、また米国企業より給料をもらうこともできません。

申請者は、在日米国大使館(領事館)への申請時に、以下の点を説明できなければなりません。

- (1) 米国に一定期間のみ滞在し、期間が満了した時点で出国する意思があること
- (2) 米国滞在及び帰国のために必要な費用を持っていること
- (3) 滞在中は許可されているビジネスのみに従事すること
- (4) 90 日を超えて米国に滞在しなければならない必要性

7-3. 申請書類、申請方法

在日米国大使館(領事館)へ面接の予約を行い、面接時に以下の申請書類を提出します。面接では書類審査の後、指紋を採取されます。問題なければ後日ビザスタンプが押されたパスポートが EXPACK で郵送されてきます。

- (1) 現在有効なパスポート、及び過去 10 年間に発行された古いパスポート
- (2) 指定写真、及びスタンプ申込費用\$131 (2008 年 3 月現在)の支払い領収書を添付したフォーム DS-156
- (3) フォーム DS-157(16~45 歳の男性のみ)
- (4) 雇用者からのサポートレター(出張を必要とするビジネスの内容、出張日程、出張中の給与が米国外の雇用者から支払われる、といった内容が最低限明記されなければならない)
- (5) 裁判記録または警察証明(逮捕歴や犯罪歴がある方のみ)
- (6) 返信用封筒としてあて先を記入した EXPACK 500
- (7) 上記の書類を入れたクリアホルダー

(8)面接予約確認書

7-4. ビザ取得に要する期間、費用

弁護士に依頼した場合、書類が揃ってからビザを取得するまで1、2ヶ月かかります。
費用は、弁護士費用が約\$500～\$1000、実費が\$131です。(2008年3月現在)

7-5. 入国時の注意点

米国入国審査官から、滞在目的などに関し、説明を求められることが多いため、在日米国大使館(領事館)へ提出した雇用者からのサポートレターの写し等をパスポートと一緒に準備しておくことをお勧めします。またB-1ビザで頻繁に米国入国を繰り返すと、入国審査官に不信感をもたれるので注意しましょう。

7-6. 滞在延長手続き

入国審査官より許可された滞在期間の延長が必要な場合、下記の書類を滞在期限満了前に移民局に申請します。最長一年まで可能です。

- (1) フォーム I-539
- (2) 延長の理由説明を明記した日本の雇用者または米国の企業からのサポートレター(雇用証明書)
- (3) パスポートの顔写真のページと I-94 のコピー
- (4) B-1 ビザ滞在延長申し込み費用\$300 (2008年3月現在)

8. Eビザ

ビザウェーバー、B-1ビザと異なり、一定期間米国にて働くことを目的に渡米する場合には、就労ビザを取得しなければなりません。その代表的な就労ビザのひとつがEビザです。

Eビザとは、通商航海条約に基づくビザで米商務省が管轄しています。Eビザには、日米間で相当量の貿易を行っている日本企業や個人に発行されるE-1(貿易駐在員)ビザ、米国で相当額の投資を行っている日本企業や個人に対して発行されるE-2(投資駐在員)ビザの2種類があります。

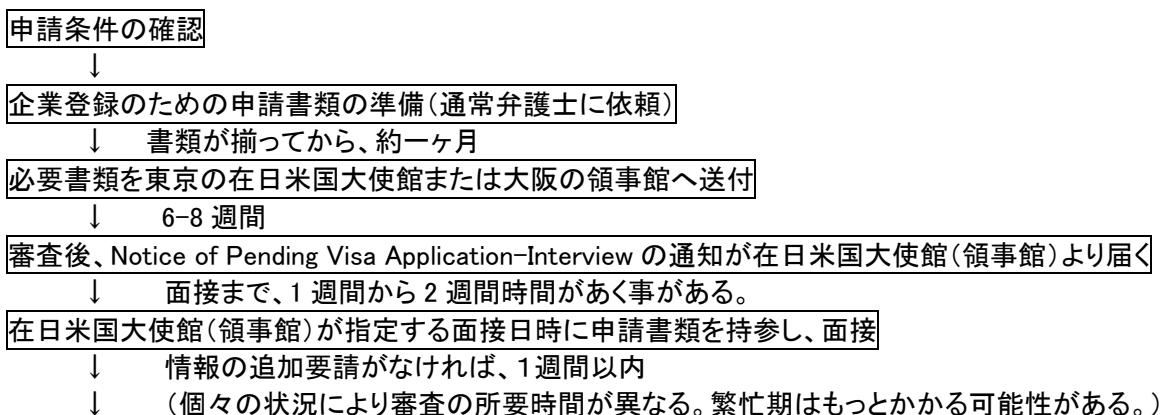
Eビザは、米国移民局を通して他のビザからEビザに切り替え可能です。例えば、今までH1-Bビザ所持者だった方が雇用主を変えたり、独立した事を理由に米国内にてステータスをH1-BからEに切り替える場合などに該当します。その場合は、2年ずつしかステータスが下りません。

しかし、通常日本人がEビザを取得する場合は、日本にある米国大使館を通して取得いたします。Eビザは、H1-BビザやLビザと違い、国務省が独自の権限を持つ種類のビザである為、米国移民局を通してEステータスを取得したとしても、米国大使館は自動的にEビザを発給してくれません。大使館独自の審査を行い、適格と認められて始めてEビザを発給します。

通常ビザの有効期限は5年間です。入国時の米国滞在期間は2年間ですので、2年に1度は出国するか、滞在延長手続きが必要となります。滞在延長手続きは、Eステータスの申請とは異なり、I-94の再発給を申請する為の簡単な作業ですが、3~4ヶ月かかるため、早めに申請しておく事をお勧めいたします。また、Eビザの延長は、通常事業が続いているかぎり5年毎に何度でも行うことができます。大使館を通して、Eビザ申請をする企業はすべて、東京の米国大使館または大阪の総領事館にE企業として登録されていなければなりません。

貿易駐在員の為のE-1ビザ、あるいは投資駐在員の為のE-2ビザは、当該投資または貿易が引き続き米国の移民法・規制のすべての適用条件を満たしている場合にのみ、更新または延長されます。企業登録を維持するためには、DS-156E および決算報告書・納税申告書を毎年提出しなければなりません。登録が抹消されている企業の従業員がEビザを申請した場合は、最新のE企業申請書、決算報告書・納税申告書の提出が必要です。5年間更新されなかった場合、企業登録は失効します。「失効」した企業は、東京または大阪で企業登録手続きを再度行わなければなりません。

8-1. Eビザ取得の流れ



在日米国大使館(領事館)より郵送にてビザスタンプの押されたパスポートが届く

8-2. E-1 ビザの申請の条件

E-1 ビザ申請者は、以下を満たさなければなりません。

- (1) 申請者が日本国籍であり、米国で勤務する企業の株式の 50%を日本人が所有していること。
- (2) 相当量の貿易を行うこと。
* なお、相当量の貿易というのは、金額のみで判断されるものではなく、取引件数や貿易業務の継続性などでも判断されます。
- (3) 米国で勤務する企業の貿易の 50%以上が米国と日本の間で行われていること。(米国の企業が支店の場合、51%以上)
- (4) 貿易とは、商品、サービスや技術の取引を意味し、貿易品の権利は一方から他方へ譲渡されなければならない。
- (5) 申請者は管理職、あるいは企業運営に不可欠な高度の専門知識を有する人でなければならない。

8-3. E-2ビザの申請の条件

E-2 ビザ申請者は、以下を満たさなければなりません。

- (1) 申請者が日本国籍であり、米国で勤務する企業の株式の 50%を日本人が所有していること。
- (2) 相当額の投資を行うこと。ここで言う投資とは、株式や不動産投資での値上がりを期待するものではなく、事業活動を伴うものに投資をすることである。
* なお、相当額の投資というのは、企業規模、種類、取り扱う商品、サービスに基づき、ケースバイケースで判断されます。一般的には最低 5 万ドルから 10 万ドル以上の金額と言われていますが、最低必要な投資金額が定められているわけではありませんので、注意が必要です。
- (3) 投資家はその資金の主導権を握っていなければならない。その投資金は損失を伴う恐れのあるものでなければならない。投資資産を担保にした借入金は認められない。
- (5) 投資家はその企業を経営、管理することを目的に渡米しなければならない。申請者が投資家本人でない場合は、管理職あるいは高度の専門知識を要する職種として雇用されなければならない。

8-4. 企業登録のための申請書類、申請方法

企業がはじめて E ビザを申し込む場合は、まず企業を E-1 貿易事業家または E-2 投資家として大使館に登録します。以下の書類を、番号タブをつけたバインダーに閉じ、在日米国大使館(領事館)へ郵送して登録申請します。

- (1) 指定写真添付、およびスタンプ申込費用\$131(2008年3月現在)を指定銀行へ支払った領収書付きビザ申込用紙フォーム DS-156 とフォーム DS-157
- (2) 申請者のパスポート顔写真のページのコピー(* 過去に米国ビザを発行されたことのある申請者はそのページのコピーも添付)
- (3) 企業の E ビザ申込用紙フォーム DS-156E
- (4) 企業の概要、日米間で行われている貿易(E-1)または投資(E-2)の状況、E ビザ従業員の米国での地位、責任、業務内容とその人の申請資格を示した企業からのサポートレター(雇用証明書)
- (5) 条約国国籍の企業であること、および経営権の証明、日本の企業と米国の企業の企業関係を示す書類
- (6) 日米間の相当量の貿易、または投資を証明する書類、今後 5 年間の米国における事業展開計画、役職の説明、ビザ申請者の経歴を説明した手紙
- (7) 相当量の貿易、または投資が継続している証拠書類
- (8) 企業が米国で事業を行っている証拠(あれば)

(9)ビザ申請者の履歴書

8-5. Eビザの申請書類、申請方法

企業登録の審査が終了すると、在日米国大使館(領事館)より面接日時が指定された Notice of Pending Visa Application-Interview が届きます。この Notice は、ビザ認可を約束するものではありません。指定された日に面接に出向き審査が行われます。指定された日に面接に出向けない場合は、別の日に変更依頼をします。

同じ企業からの E ビザ申込から 1 年以内の場合は、面接時に持参する書類は以下となります。

- (1) 現在有効なパスポート、および過去 10 年に発行された古いパスポート
- (2) 指定写真添付、およびスタンプ申込費用\$131(2008 年 3 月現在)を指定銀行へ支払った領収書付きビザ申込用紙フォーム DS-156 とフォーム DS-157
- (3) 過去に米国ビザを発行されたことのある申請者はそのビザのコピー
- (4) 企業の E ビザ申込用紙フォーム DS-156E
- (5) 企業の概要、日米間で行われている貿易(E-1)または投資(E-2)の状況、E ビザ従業員の米国での地位、責任、業務内容とその人の申請資格を示した企業からのサポートレター(この手紙が、雇用証明書です。)
- (6) 返信用封筒としてあて先を記入した EXPACK 500
- (7) 上記全ての書類を入れたクリアホルダー
- (8) 面接予約確認書

E 企業登録は、原則として、1 年に 1 回更新する必要があります。更新の時期は、会社によって異なりますが、年次決算報告書が揃った後に提出するのが最もよく、また、事業経営上もしくは人事に関わることで大きな変更が生じた際には 1 年を待たずに更新するの事をお勧めします。

同じ企業の E 企業登録または更新から 1 年以上、5 年以内である場合は、面接時に持参する書類は以下となります。それ以上たっていて E 企業登録が失効している場合には、新規会社登録申請が必要となります。

- (1) 現在有効なパスポート、および過去 10 年に発行された古いパスポート
- (2) 指定写真添付、およびスタンプ申込費用\$131(2008 年 3 月現在)を指定銀行へ支払った領収書付きビザ申込用紙フォーム DS-156 とフォーム DS-157
- (3) 過去に米国ビザを発行されたことのある申請者はそのビザのコピー
- (4) 企業の E ビザ申込用紙フォーム DS-156E
- (5) **過去 3 年分の財務諸表と税金申告書**
- (6) 企業の概要、日米間で行われている貿易(E-1)または投資(E-2)の状況、E ビザ従業員の米国での地位、責任、業務内容とその人の申請資格を示した企業からのサポートレター(雇用証明書)
- (7) 返信用封筒としてあて先を記入した EXPACK 500
- (8) 上記全ての書類を入れたクリアホルダー
- (9) 面接予約確認書

8-6. Eビザ取得に要する期間、費用

弁護士に依頼した場合、書類が揃ってからビザを取得するまで、3~4ヶ月かかります。費用は、弁護士費用が約\$4000~6000、申請費用が\$131です。(2008 年 3 月現在)

8-7. Eステータス延長手続き

米国内にてEステータスの延長申請を移民局を通してした場合、通常2年の滞在しか許可されません。Eステータス延長をするためには、米国移民局へ滞在期限が終了する前に、以下の書類を提出し、滞在延長手続きをとります。

- (1) フォーム I-129
- (2) フォーム I-129E
- (3) 企業の概要、日米間で行われている貿易(E-1)または投資(E-2)の状況、Eビザ従業員の米国での地位、責任、業務内容とその人の申請資格を示した企業からのサポートレター(雇用証明書)
- (4) 条約国国籍の企業であること、および経営権の証明、日本の企業と米国の企業の企業関係を示す書類
- (5) 日米間の相当量の貿易、または投資を証明する書類、今後5年間の米国における事業展開計画、役職の説明、ビザ申請者の経歴を説明した手紙
- (6) 相当量の貿易、または投資が継続している証拠書類
- (7) 企業が米国で事業を行っている証拠
- (8) ビザ申請者の履歴書
- (9) パスポートのコピー(顔写真のページ、E-1/E-2ビザスタンプのページ)、I-94のコピー
- (10) E-1/2 滞在延長申請書\$320 (2008年3月現在)

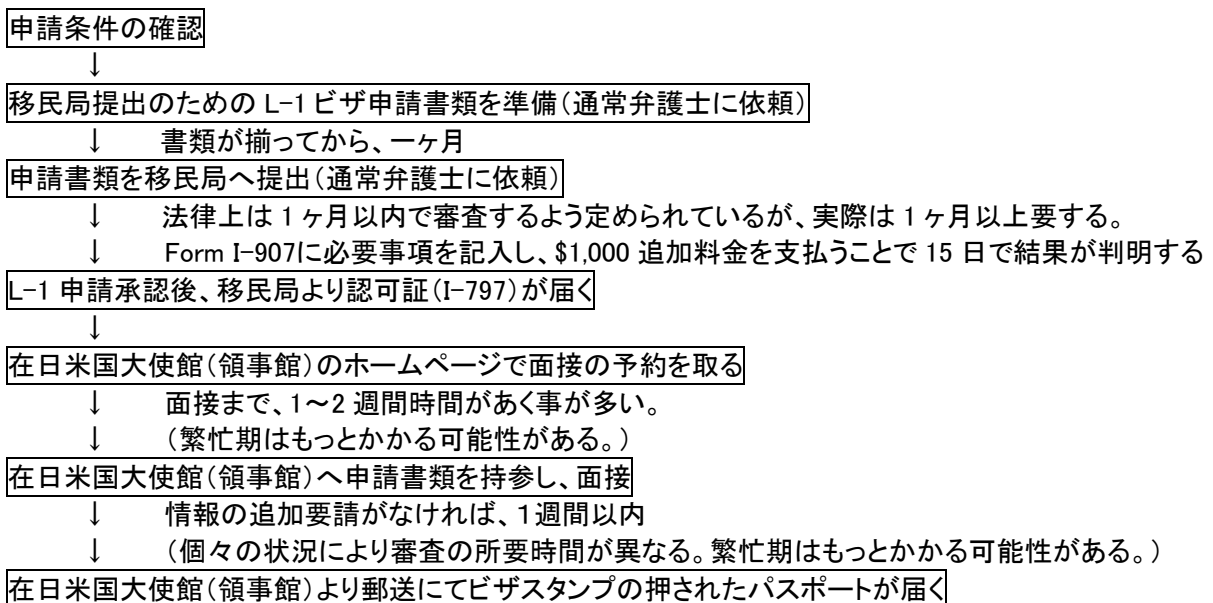
9. L-1 ビザ

就労ビザのうち、駐在員用のビザとしてよく選択されているビザがLビザです。L-1 ビザは短期間米国にある親企業、子企業、関連企業、又は支店・出張所に派遣される従業員に発行されます。

職位によってビザの種類が異なり、幹部職や管理職に付与されるビザはL-1A、特殊知識の技術者に対して付与されるビザはL-1Bとなります。

通常ビザの有効期限はL-1A、L-1Bの場合ともに3年間です。(設立後1年未満の企業の場合は1年間。) またビザの延長は、L-1Aの場合は合計で最長7年まで、L-1Bの場合は、合計で最長5年まで可能です。

9-1. L-1 ビザ取得の流れ



9-2. L-1 ビザの申請の条件

L-1 ビザ申請者は、以下を満たさなければなりません。

- (1) 管理者であること、もしくは専門知識を有し、米国の会社でそれらを要する職務に従事すること
- (2) 申請者は米国で勤務することになる企業の日本の親企業、子企業、関連企業で過去3年のうち少なくとも1年間勤務してきたこと
- (3) 派遣される従業員に「米国外の企業」、「米国内の企業」どちらの企業が給与を支払ってもかまわないが、米国内の企業に採用してそこで職務に就く必要がある
- (4) L-1 ビザは米国国外の企業が完全に米国へ移転するために用いられるものではないので派遣者が米国で働いている間、米国国内外、双方の企業が継続しておく必要がある

9-3. 移民局への申請書類、申請方法

L-1 ビザの場合は、まず米国移民局のサービスセンターへ申請書類を提出します。この移民局のサービスセンターは、従業員の雇用場所によって決まります。以下は、米国に会社設立されて1年以上の場合の申請書類です。下記書類は在日米国大使館(領事館)でのビザ申請で要求されますのですべてコピーを保管しておきます。

- (1) フォーム I-129

- (2) フォーム I-129L
- (3) 企業の情報、L-1 従業員の米国での肩書、業務内容、経歴を説明した企業からのサポートレター（雇用証明書）
- (4) 米国と日本の企業の間接関係を表す書類
- (5) 米国企業が米国でビジネスを行っている証拠
- (6) L-1 保持者が既に米国にいる場合はその滞在が合法的なものであることを示す I-94 やビザスタンプのコピーなどの書類
- (7) パスポート顔写真のページのコピー
- (8) L-1 ビザ申請費用\$320、プラス詐欺防止と検知用費用として\$500（2008年3月現在）

以下は、米国に会社設立されて1年に満たない場合の申請書類です。在日米国大使館（領事館）でのビザ申請で要求されますのですべてコピーを保管しておきます。

- (1) フォーム I-129
- (2) フォーム I-129L
- (3) 企業の情報、L-1 従業員の米国での肩書、業務内容、経歴を説明した企業からのサポートレター（雇用証明書）
- (4) 米国と日本の企業の間接関係を表す書類
- (5) 米国企業の設立書類とオフィスの賃借契約書
- (6) 米国外の企業の財務状況を示した書類
- (7) 米国での今後のビジネスプラン（雇用契約書など）
- (8) L-1A の管理職として申請する場合は米国外の企業で管理職として雇われている証拠（組織図など）
- (9) パスポート顔写真のページのコピー
- (10) L-1 ビザ申請費用\$320、プラス詐欺防止と検知用費用として\$500（2008年3月現在）

9-4. ビザの申請書類、申請方法

L-1 ビザの申請に対し、移民局より許可通知(I-797)が届きます。ビザ申請者は、在日米国大使館（領事館）に面接の予約を入れ、以下の書類を持参し、面接に臨みます。

- (1) 現在有効なパスポート、および過去 10 年に発行された古いパスポート
- (2) 指定写真添付、およびスタンプ申込費用\$131（2008年3月現在）を指定銀行へ支払った領収書付きビザ申込用紙フォーム DS-156
- (3) フォーム DS-157
- (4) 移民局からの L-1 申請承認の原本フォーム I-797
- (5) L-1 を移民局へ申請した際提出した書類一式のコピー（現在の雇用を証明する雇用者からの手紙を含む。この手紙を、雇用証明と呼ぶ事もある。）
- (6) 返信用封筒としてあて先を記入した EXPACK 500
- (7) 上記全ての書類を入れたクリアホルダー
- (8) 面接予約確認書

9-5. ビザ取得に要する期間、費用

弁護士に依頼した場合、書類が揃ってからビザを取得するまで2～4ヶ月かかります。費用は、弁護士費用が約\$4000～\$6000、申請費用は\$320、プラス詐欺防止と検知用費用として\$500（2008年3月現在）です。

9-6. 滞在延長手続き

会社設立後 1 年に満たない場合、通常 1 年間の滞在期間が許可されることが多いようです。その滞在期間が終了しないうちに 3 年間の延長を移民局に申請します。その際は、8-3. で挙げた申請書類とともに、その 1 年のうちに米国でビジネスを開始して活動していることの証拠を提出します。（例として、会社の納税申告書があげられますが、場合によっては会社の取り扱っている製品やサービスの請求書や注文書のコピーが必要な場合もあります。）

滞在期間中の延長は、6-3 と同じですが、一度目の申請と異なり、詐欺防止と検知用費用としての \$500 を支払う必要はありません。（2008 年 3 月現在）。

滞在期間の期限が迫っている従業員への新たな L-1 ビザ申請は本人がいったん米国を自主的に出国し、米国外で最低 1 年以上居住していないと認められません。

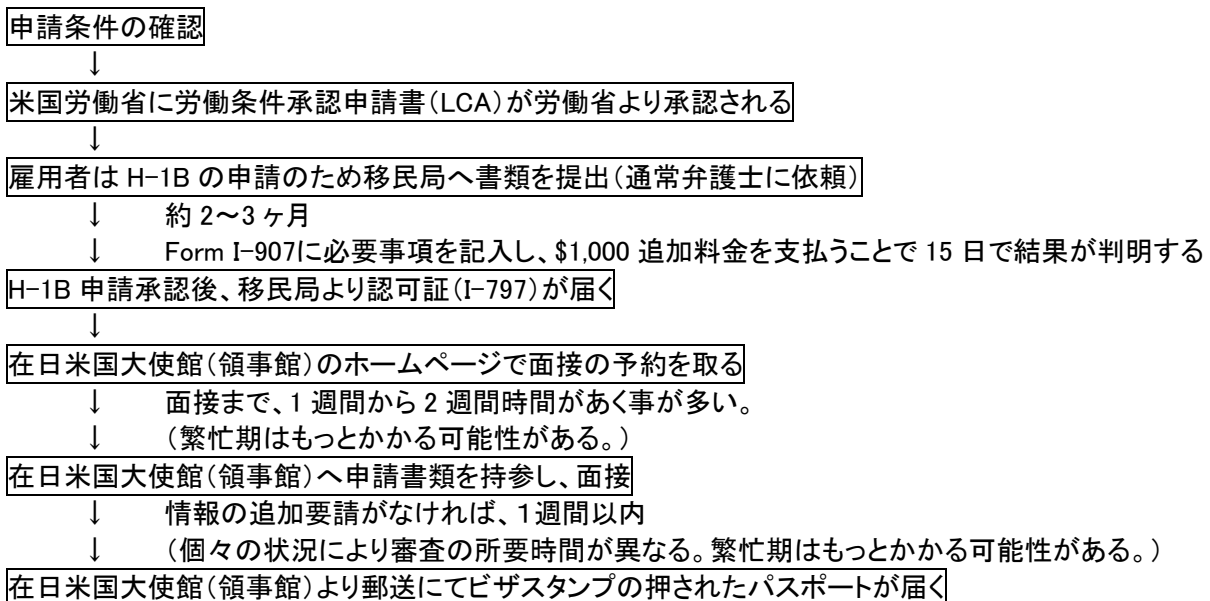
10. H-1B ビザ

H-1B ビザは L-1 ビザと異なり、日本での親会社または関連会社での勤務経験が必要条件とされていません。したがって、大学卒業直後の新入社員や、他社から移籍したばかりの従業員を米国に派遣する場合に利用できるビザです。

専門職従事者(プロフェッショナル)が米国で就労するためのビザで、通常、職務内容と密接した分野の 4 年制大学の学位を取得している事が前提ですが、十分な実務経験を積んでいれば学位と同様にみなされる場合があります。通常 H-1B ビザの有効期限は 3 年間です。またビザの延長は、最長 6 年まで可能です。

現在、年間 6 万 5 千人に対して新規の H-1B ビザが発行されていますが、申請者の数がこれを大幅に上回るため、4 月の申請開始日に申請をしても、抽選に当たらないと申請が却下されてしまいます。従って、条件を満たしていても H-1B ビザが取得できない場合が多いのが現状です。米国の大学院にて修士号を取得されている方は、その他の H-1B 申請者とは別枠の 2 万人に認可されるため、通常の H-1B よりも比較的取得が容易です。

10-1. H-1B ビザ取得の流れ



10-2. H-1B ビザの申請の条件

H-1B ビザ申請者および、雇用者は以下の条件を満たさなければなりません。

- (1) 米国の 4 年制大学の学位以上、またはそれに相当する高度なレベルの専門知識を持った人が対象となり、学士レベル以上の高度な技術や知識を必要としている職種に限られます。(例えば単なるコンピュータ修理業は H-1B の職種とはみなされないが、コンピューター・エンジニアは 4 年制大学の学位レベルの高度な知識や技術を必要とすると考えられ、H-1B の職種であるとみなされる、など)
- (2) 雇用者は、H-1B ビザ取得者が米国人労働者の労働条件に悪影響を及ぼさないように、H-1B 従業員には平均相場給与額(専門技術者が就労する地域で、同職に従事している労働者に支給されている平均相場給与額)、または実質給与額(雇用スポンサー先で、外国人専門技術者と同程度の学

歴や経験を持ち、同職に付いている従業員に実際支給されている給与額)の、どちらか高い方の給与を雇用スポンサー先が支払わなければなりません。

- (3) 雇用者は、H-1B のビザ保有者として従業員を雇用すること、給与額およびそのポジションを示した社内告知を会社内のよく目に付く場所、2 箇所に掲示しなければなりません。

10-3. H-1B ビザのキャップ(枠数)

H-1B ビザの発行数には限度があります。1999 年から 2003 年度までは一時的に発行数が引き上げられていましたが、現在は年度内に 65,000 しか発行できません。法律上、H-1B 申請書類に必要な LCA(Labor Condition Application)は、勤務開始予定日の 6 ヶ月前から申し込むことができます。例えば、翌年の会計年度の開始時点 10 月 1 日から有効となる H-1B を申請する場合は、6 ヶ月前の 4 月 1 日より移民局へ申請書の提出が可能となります。申請書が認可された場合、この認可は翌年の H-1B ビザ発行数として数えられます。新規に H-1B 従業員を雇用することを考えている場合は、申請のタイミングを十分考慮に入れて計画的に進めることが肝要です。ただし、過去 6 年間 H-1B を取得し、その間一年以上のギャップ無く H-1B ビザを保持されている方は、ビザのキャップの対象にはならないので、いつでも延長可能です。仕事先を替えても、キャップの対象にはなりません。

10-4. 移民局への申請書類、申請方法

H-1B ビザの場合は、まず米国移民局のサービスセンターへ申請書類を提出します。この移民局のサービスセンターは、従業員の雇用場所によって決まります。下記書類は在日米国大使館(領事館)でのビザ申請でも要求されますのですべてコピーを保管しておきます。

- (1) フォーム I-129
- (2) フォーム I-129H
- (3) H-1B Data Collection and Numerical Restrictions Form(H-1B 情報収集と発行枠に関する申請書)
- (4) 発行済みの労働条件承認申請書(LCA)コピー
- (5) H-1B 従業員の肩書、業務内容経歴を証明した雇用者からのサポートレター(雇用証明書)
- (6) 4 年制大学の卒業証明書、成績証明書(米国外の大学から発行されている場合は米国 4 年生大学の学位と同等であることを証明する書類)4 年生大学の学位を取得していない人はそれに相当する経験があることを示す書類
- (7) H-1B 従業員の履歴書
- (8) 従業員が既に米国にいる場合はその滞在が合法的なものであることを示す I-94 やビザスタンプのコピーなどの書類
- (9) パスポート顔写真のページのコピー
- (10) H-1B ビザ申請費用\$1070(フルタイムの従業員が 26 人以上いる企業は\$1820)、プラス詐欺防止と検知用費用として\$500 (2008 年 3 月現在)

10-5. ビザの申請書類、申請方法

H-1B ビザの申請に対し、移民局より許可通知と I-797 が届きます。ビザ申請者は、在日米国大使館(領事館)に面接の予約を入れ、以下の書類を持参し、面接に臨みます。

- (1) 現在有効なパスポート、および過去 10 年に発行された古いパスポート
- (2) 指定写真添付、およびスタンプ申込費用\$131 (2008 年 3 月現在)を指定銀行へ支払った領収書付きビザ申込用紙フォーム DS-156
- (3) フォーム DS-157
- (4) フォーム I-797 移民局からの H-1B 申請承認の原本
- (5) H-1B を移民局へ申請した際提出した書類一式のコピー

- (6) 申し込み時点で雇用されている場合その雇用を証明する雇用者からのサポートレター(雇用証明書)や直近に支払われた給与明細のコピーなど雇用が継続している証拠
- (7) 返信用封筒としてあて先を記入した EXPACK 500
- (8) 上記全ての書類を入れたクリアホルダー
- (9) 面接予約確認書

10-6. ビザ取得に要する期間、費用

弁護士に依頼した場合、書類が揃ってからビザを取得するまで、2～4ヶ月かかります。
費用は、弁護士費用が約\$2500～\$4000、移民局に支払う申請費用は\$1070(フルタイムの従業員が26人以上いる企業は\$1820)、プラス詐欺防止と検知用費用として\$500(2008年3月現在)です。

10-7. 滞在延長手続き

滞在期間の延長は、6-3と同じですが、一度目の申請と異なり、申請費用が\$320のみです。詐欺防止と検知用費用としての\$500も、支払う必要はありません。(2008年3月現在)。

11. その他

11-1. Eビザ、Lビザ配偶者の労働許可

Eビザ、Lビザ保有者の配偶者は移民局に申し込むと就労許可書が発行され米国で働くことが可能になります。

11-2. 米国で住所を変更した際の手続き

米国在住の外国人は住所が変わった際、新しい住所に変更してから10日以内に移民局にフォームAR-11を使って届出をする義務があります。家族の方も個人個人で提出する必要があります。

11-3. 特急サービス(Premium Processing)

米国内で移民局を通して申請されるHビザ、EビザやLビザ申請を行う際、移民局へ\$1000余分に申請料金を支払うことによって特急サービスとして15日以内の返答が約束されています。しかし、15日以内に認可されるということではなく、移民局から回答を受ける事ができるということですので注意して下さい。場合によっては、移民局から情報の追加要請がでる場合もあります。

11-4. ビザ申請に必要な書類(例)

以下、参考までに、一般的にビザ取得時に必要とされる資料を列記します。

米国の会社にて用意する資料

1. 定款(Articles of Incorporation)
2. 付属定款(Bylaws)
3. Statement of Information
4. 取締役会議、あるいは株主総会の議事録
5. 株主名簿
6. ビジネスプラン & 財務計画書(将来3~5年分)(新しい会社の場合)
7. 税金申告書(過去2年分)
8. 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)(過去2年分)
9. 給与支払い台帳の概要(過去1年分)
10. W-2の写しとQuarterly Wage Report DE-6(会計士より)
11. 銀行口座出入状況
12. 会社設立に伴う投資状況の領収書:事務所、設備、機器、家具等
13. 日本の親会社、あるいは個人が米国の会社に資本投資した証拠:日本からの送金記録(入金が明記されている書類)。(EとLビザのみ)
14. 業務についてのパンフレット(無い場合には雑誌広告や記事等)
15. 他社との契約書
16. 組織図- 以下の情報を含むこと。
 - (ア) 米国子会社の全従業員数
 - (イ) 派遣者の組織内の位置づけ
 - (ウ) 派遣者の指揮下にある部下:全ての部下の人数、氏名と職務名、簡単な職務内容、教育レベル(大学の専攻)、年俸(US\$相当で)、ビザの種類(EとLビザのみ)
17. 子会社の写真:事業に使用されるすべての場所(工場、倉庫、オフィス)のカラー写真を提出し、設備、商品、製品、従業員が明瞭に見えるものとする。また、建物や製品に表示される会社のロゴ、エンブレム、サインを伴う事。各写真には、住所、地図、電話番号を記入すること。

18. 事務所の賃貸借契約書

従業員についての資料

1. 履歴書または職務経歴書
2. 大学の卒業証書と学業成績証明書(英語版)
3. 日本での役職名と職務内容:日本に於ける職責のより詳細な説明。派遣者はどういう職責の部下に何を指示したのか。その各々に何%の時間を割いているか。(Lビザのみ)
4. 米国での役職名と職務内容:米国での職責のより詳細な説明。派遣者はどういう職責の部下に何を指示するのか。その各々に何%の時間を割く予定か。
5. ご家族が同行される場合は、ご家族の戸籍謄本
6. 本人とご家族のパスポートの中にある、写真のあるページ、I-94のコピー
7. 以前米国に滞在された事があれば、滞在された日付とビザの明細
8. 日本に不動産を所有されていれば、その証拠書類(本人が帰国の意思があることを証明)

日本の親会社にて用意する資料 (Lビザのみ)

1. 定款
2. 登記簿(履歴事項全部証明書)
3. 取締役会議、あるいは株主総会の議事録
4. 株主名簿
5. 税金申告書(過去2年分)
6. 決算書(貸借対照表、損益計算書)(過去2年分)
7. 給与支払い台帳の概要(過去1年分)
8. 派遣者の給与支払い明細表(過去1年分)
9. 銀行口座出入状況
10. 親会社発行の請求書の概要(過去6ヶ月分)
11. 業務についてのパンフレット(無い場合には雑誌広告や記事等)
12. 顧客リスト
13. 組織図- 以下の情報を含むこと。
 - (ア) 派遣者が雇用されている本社の全従業員数
 - (イ) 派遣者の組織内の位置づけ
 - (ウ) 派遣者の指揮下にある部下: 全ての部下の人数、氏名と職務名、簡単な職務内容、教育レベル(大学の専攻)、年俸(US\$相当で)
14. 親会社の写真: 事業に使用されるすべての場所(工場、倉庫、オフィス)のカラー写真を提出し、設備、商品、製品、従業員が明瞭に見えるものとする。また、建物や製品に表示される会社のロゴ、エンブレム、サインを伴う事。各写真には、住所、地図、電話番号を記入すること。
15. 親会社の見取り図: 事業に使用されるすべての場所(工場、倉庫、オフィス)の見取り図。

